

## 別紙様式6-1 総括表

提出先 栃木県

## 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

## 1 基本情報

法人名	ブリガナ カブシキガイシャ テイエヌプランテーション		
法人所在地	〒 322-522 栃木県鹿沼市上条良部町67番地		
書類作成担当者	ブリガナ ナカダトモフミ	カネダノヒロ	行政書士
連絡先	仲田知史(文書作成代理人:行政書士 金田修治 TEL:028-601-7779)	電話番号 0289-75-3151	E-mail info@tnplan.jp

## 2 賃金改悪計画について

## (1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額	
① 令和6年度の加算の見込額	(a) 8,618,676 円
うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b) 3,747,662 円
うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c) 3,740,000 円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額	(d) 4,878,676 円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額	(e) 4,891,110 円

## 令和5年度と比較した令和6年度の配分方法

令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰り越分を除く。)(b-c)	(f) 7,662 円
令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一時金の引上げ)によるもの)	(g) 10,000 円
(h)	(i)

## 【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるものの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算額の引上げ及び新規算入～IVへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式6-2から自動で反映される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.3%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善によることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てるることを認めます。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰り越分は令和7年度の賃金改善に先て、期間中に事業所が休廻しした場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。

- (e)-(h)-(i)には、新規算入による賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができます。
- (b)-(e)の見込額以上とならないこと。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備したことある場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g+hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

## (2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げるなどの誓約

 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げるません。

## 【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げる」ことは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改定の総額」を除いた賃金の総額から「前年度の各加算額及び独自の賃金改定額」を除いた額を比較し、②の額が②の額を下回らない加算等の影響を受けた賃金額の水準を引き下げる(こぎ)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方には、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。

- ただし、サービス利用者の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和 6	年 4	月 ～	令和 7	年 3	月 ( 12 か月)
②賃金改善を行ふ 給手の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賃与	<input type="checkbox"/> その他 ( 増加分法定福利費 )			
③具体的な取組 内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規定) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 賃金規程 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> (賃金改善に関する規定内容)※上記の規定規程のうち、賃金改善に該する部分を抜き出す等すること。 ○福祉・介護職員及びその他の職員に「処遇改善手当」を支給 ・支給対象者は、正社員および契約社員(いずれも勤務1年以上の者)。 この手当は、各月の営業日数の8割以上勤務した者に支給するものとする。 •処遇改善手当(予定) 1人あたり平均 16,983円 支給 ○処遇改善加算金は年末賞与及び年度末賞与として支給される場合がある。 1人あたり平均(予定) 146,203円 支給 ○上記により増額した事業主負担分法定福利費 691,110円は、賃金改善額に充当する。  ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) <input type="checkbox"/> 令和 4 年 3 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )						
④ベースアップの 実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情				

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1) 参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) [新加算Ⅰ～Ⅳ]

※令和6年度中は適用されないため、記入は無し

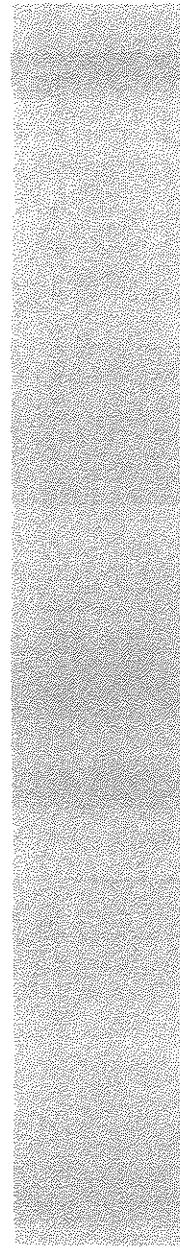
① 令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	2,416,815円	←	<input type="checkbox"/>
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		円	←

【記入上の注意】

- ・ 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を履歴とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付けるなどの必要な対応を行うこと。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) [新加算Ⅰ～Ⅳ]

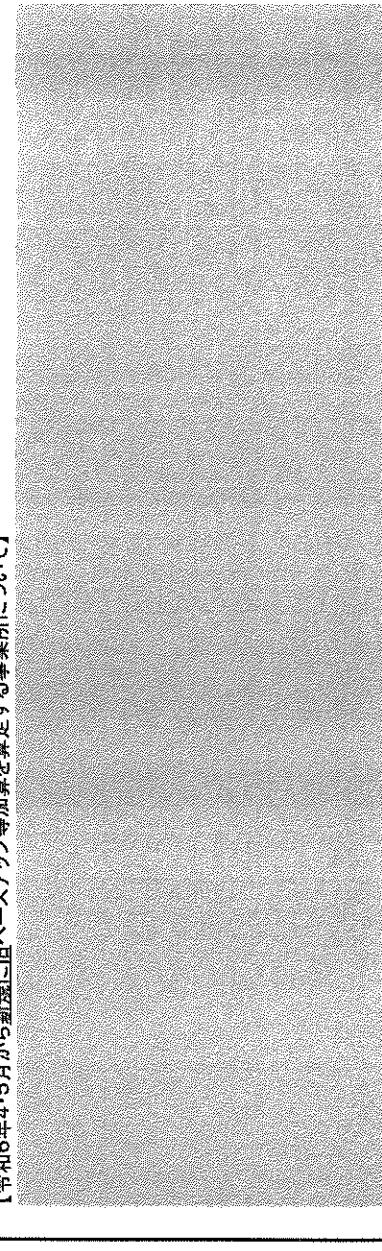
※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)の値を算定していなかった事業所のみ



(3) 月額賃金改善要件Ⅲ(旧ベア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善) [旧ベア加算]

- 【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】  
 ⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること
- 令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】



(4) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

【新規Ⅰ～Ⅳ・V(1)～(6)・V(8)・V(1)・旧規Ⅰ・Ⅱ】 ⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡの両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

- 次のイからハまでのすべての基準を満たす。  ←  ×
- イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ 口に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ 口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めます。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

- 次のイヒロの両方の基準を満たす。  ←  ○
- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくとももいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
- ロ 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行なう。※当該取組の内容について以下に記載すること
- イの実現のための具体的な取組内容
- (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)
- ① 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
- ② 資格取得に際しての受講料等の費用を半額補助する。

ロ 口について、全ての福祉・介護職員に周知している。



(5) キャリアパス要件Ⅲ【新加算Ⅰ～Ⅲ、V(1)・(3)・(8)、旧規Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

- 次のイヒロの両方の基準を満たす。  ←  ×

イ 福祉・介護職員について、経験苦しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

- ① 経験に応じて昇給する仕組み  
○ ② ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。  
○ ③ ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- ④ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  
○ ⑤ ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ 口について、全ての福祉・介護職員に周知している。

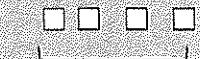
⇒ 上記が「×」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。

○ 令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備します。

(6) キャリアパス要件IV【新加算I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(11)、旧特定I・II】

キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算I・IIの要件(4・5月)	<input type="checkbox"/> 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 キャリアパス要件IVを「満たす」とした事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	3 ← ○
新加算I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(11)の要件(6月以降)	<input type="checkbox"/> 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 キャリアパス要件IVを「満たす」とした事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	3 ← ○



(7) キャリアパス要件 V【新加算I・V(1)・(2)・(5)・(7)・(8)・旧特定I・II】

キャリアパス要件V(配置等要件)⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Iの要件(4・5月)	<input type="checkbox"/> ⇒ ○
新加算I・II、V(1)・(2)・(5)・(7)・(8)・(10)の要件(6月以降)	<input type="checkbox"/> ⇒ ○

(8) 職場環境等要件

【新加算I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(11)又は旧特定I・IIを算定する場合】

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(√)すること。「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「面立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分でそれ1つ以上の箇目を行うこと。

区分	内容	半元
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 體験体験の受け入れや主催等による職業適性度向上の取組の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目標とする者に対する支援技術を取得しようとする旨に対する啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段階度ど仕事のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定額的な相談の機会の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 上育てや家族等の介護等に対する研修・サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等 <input checked="" type="checkbox"/> リーダー・メンター(仕事や人との面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事や人との面のサポート等をする担当者)制度等導入 	○
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア面談など、キャリアアップ等に対する定額的な相談の機会の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に対する定額的な相談の機会の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 上育てや家族等の介護等に対する研修・サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等 <input checked="" type="checkbox"/> リーダー・メンター(仕事や人との面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事や人との面のサポート等をする担当者)制度等導入 	○
面立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取扱しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者や福利厚生制度、ペンタールヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボット・やリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策 <input checked="" type="checkbox"/> 事務トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健診診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事務トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等のIC活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボット・やリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・頭文字をとつたもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告書式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福音・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 	○
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 	○

【見える化要件】【新加算I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(11)、旧特定I・II】

- ・ 実施する届出方法について、チェック(√)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公開システム」での選択
職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	<input type="checkbox"/>

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定機関からの求めに応じて提出)
<input type="checkbox"/> 处遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> 金和7年度に繰り越す額(2(1)(1)ⅰア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廻止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> キヤリアバス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たすべきある原題について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input type="checkbox"/> 反し、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	—
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	労働保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
<p>※ 各説明資料は、指定機関からの求めがあつた場合には、速やかに提出すること。            ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の誤認や追憶や指定取消となる場合がある。            できなかつた場合は、障害福祉サービス費の返却や指定取消となる場合がある。</p>	
<p>(確認用) 提出前のチェックリスト</p> <p>(参考)本様式で一括して提出する事業所の数 3</p> <p>以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。</p> <p>* 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。</p>	
<p>1 本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。</p> <p>記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。</p>	
<p>令和 6 年 4 月 15 日 法人名 株式会社 TNプランテーション 氏名 仲田 知史 代表者 様名 代表取締役</p>	
<p>(確認用) 提出前のチェックリスト</p> <p>(参考)本様式で一括して提出する事業所の数 3</p> <p>以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。</p> <p>* 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。</p>	
<p>2 賃金改善計画について</p> <p>令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている</p> <p>(1) 令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善をを行う計画などなっている</p> <p>令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行なっている</p> <p>(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げるなどを誓約している</p> <p>(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している</p>	
<p>3 福祉・介護職員等待遇改善加算等の要件について</p> <p>(1) 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になつていること 令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること 令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等以上の新規の賃金改善を行う計画になつることと 福祉・介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になつていること その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になつていること キヤリアバス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキヤリアバス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすに定めることただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること キヤリアバス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすことただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること キヤリアバス要件Ⅳ(賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額40万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になつていることただし、満たさない場合は、小規模事業所等では研修機会の確保を行うことを誓約していること キヤリアバス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと 情報公表システム等での見える化要件を行つていること 4 要件を満たすことの確認・証明</p> <p>必要な項目が全て選択されていること ・ 誓約・記名が行われていること</p>	

## 別紙様式6-2 事業所個票

## 事業所個票 1

提出先 栃木県

## (1) 基本情報

障害福祉サービス等 事業所番号	指定管理者 名	事業所の所在地	事業所名	サービス名	障害福祉サービス等 報酬額(円/月)	追加算等報酬 額(円/月)	追加算額(円/月)
0910500222	栃木県	鹿沼市	TNプランテーション	就労継続支援A型	3,501,312	305,879	3,195,433

## (2) 新加算への推奨の移行パターン

## R5年度末(R6.3時点)の算定状況

処遇加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	ペア加算	合計
2.3%	1.7%	1.3%	5.3%

⇒ (3) のボタンからそれぞれの要件の充足予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月～令和7年3月まで以外の場合  
は、以下に算定対象月を入力してください。

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 ( 12 カ月 )

## (3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

R6.3まで		R6.4～R6.5		R6.6～R7.3	
<input type="radio"/>					

キャリアバス 要件Ⅰ (雇用要件・賃金体 系の整備等)	福祉・介護職員の資質向上の目標や具体的な方 針を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等又 はb 資格取得の支援（ソフト調整、休暇の付 与、費用の援助等）を実施する。
--------------------------------------	---

キャリアバス 要件Ⅱ (研修の実施等)	福祉・介護職員について、a 経験に応じて厚生 保険料等に応じて賃給する仕組み、 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組 みのいすれかを整備する。
---------------------------	---

キャリアバス 要件Ⅲ (昇給の仕組みの整 備等)	福祉・介護職員について、a 経験に応じて厚生 保険料等に応じて賃給する仕組み、 b 賃格等に応じて賃給する仕組み、 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組 みのいすれかを整備する。
-----------------------------------	--

キャリアバス 要件Ⅳ (改善後の賃金要 件)	賃金改善後の賃金額が年額440万円以上 又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上(経 験・技能のある福祉・介護職員)。
---------------------------------	--

キャリアバス要件 V(介護福祉士の配 置等)	福祉専門職員配置等 加算
------------------------------	-----------------

職場環境等要件の 上位区分	6つの区分から任意の3つの区分を選択し、区 分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。
------------------	--

## (4) 令和6年4月以降の加算区分 ((3) の状況に基づき自動表示)

## R6.4～R6.5

加算区分	処遇加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	ペア加算	合計
加算率	5.7%	1.7%	1.3%	8.7%
加算の 見込額	364,280 円 (182,140円/月)	108,644 円 (54,322円/月)	83,082 円 (41,541円/月)	556,006 円 (278,003円/月)

※ 2か月分の加算額

R6.6～R7.3	新加算Ⅰ	9.6%	3,067,620 円 (306,762円/月)
-----------	------	------	-----------------------------

※ 10か月分の加算額

## 別紙様式6-2 事業所個票

提出先 栃木県

## 事業所個票 2

## (1) 基本情報

障害福祉サービス等事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地	事業所名	サービス名	障害者サービス等 施設概要額(円/月)	追加算等総額 (円/月)	追加算等総額 (円/月)
0910500271	栃木県	栃木県鹿沼市	旬烟	就労継続支援B型	2,761,725	238,790	2,522,926

## (2) 新加算への推移の移行パターン

## R5年度末(R6.3時点)の算定状況

処遇加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	ペア加算	合計
2.2%	1.7%	1.3%	5.2%

⇒ (3) のボタンからそれぞれの要件の元定予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月～令和7年3月まで以外の場合  
は、以下に算定対象月を入力してください。

令和6年4月～令和7年3月（12ヶ月）

## (3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

R6.3まで		R6.4～R6.5		R6.6～R7.3	
<input type="radio"/>					

キャラバス要件I (任用要件・賃金体系の整備等)	福祉・介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない
キャラバス要件II (研修の実施等)	福祉・介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等、又はb 資格取得の支援（ソフト調整、休暇の付与、費用の援助等）を実施する。	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない
キャラバス要件III (昇給の仕組みの整備等)	福祉・介護職員に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みのいずれかを整備する。	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない
キャラバス要件IV (改善後の賃金要件)	賃金改悪後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上経験、技能のある福祉・介護職員）。	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない
キャラバス要件V (介護福祉士の配置等)	福祉専門職員配置等 加算	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない
職場環境等要件の上位区分	6つの区分から任意の3つの中を選択し、区分ごとにそぞれ1つ以上の取組を行う。	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない	<input checked="" type="radio"/> 満たす	<input type="radio"/> 満たさない

## (4) 令和6年4月以降の加算区分 ((3) の状況に基づき自動表示)

R6.4～R6.5				R6.6～R7.3	
加算区分	処遇加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	ペア加算	合計	
加算率	5.4%	1.7%	1.3%	8.4%	9.3%
加算の見込額	272,476円 (136,238円/月)	85,780円 (42,390円/月)	65,596円 (32,798円/月)	423,852円 (211,126円/月)	2,346,320円 (234,632円/月)

※ 2か月分の加算額

※ 10か月分の加算額

## 事業所個票 3

提出先 栃木県

## (1) 基本情報

障害福祉サービス等 事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地	事業所名	サービス名	障害福祉サービス等 報酬徴収額[円/月]	追加算定額[円/月]	追加算定額<総額 [円/月]
0910500321	栃木県	栃木県 鹿沼市	旬花	就労継続支援B型	2,218,142	191,844	2,026,298

## (2) 新加算への推進の移行パターン

## R5年度末 (R6.3時点) の算定状況

処遇加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	ペア加算	合計
2.2%	1.7%	1.3%	5.2%

⇒ (3) のボタンからそれぞれの要件の充足予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月～令和7年3月まで以外の場合は、以下に算定対象月を入力してください。

令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月 ( 12 カ月 )

## (3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

R6.3まで	R6.4～R6.5	R6.6～R7.3
○	○	○

キヤリアバス 要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	福祉・介護職員の資質向上の目標や技術指導等、それらに応じた賃金体系を整備する。	ⅠとⅡともに満たす ✓ 満たさない	ⅠとⅡともに満たす ✓ 満たさない	満たす ● 満たさない
----------------------------------	---	-------------------------	-------------------------	-------------------

キヤリアバス 要件Ⅱ (研修の実施等)	福祉・介護職員に対する仕組み、a 研修機会の提供、技術指導等、又はb 資格取得の支援(ソフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を実施する。	満たす ✓ 満たさない	満たす ✓ 満たさない	満たす ● 満たさない
---------------------------	--	-------------------	-------------------	-------------------

キヤリアバス 要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	福祉・介護職員について、経験に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みのいずれかを整備する。	満たす ✓ 満たさない	満たす ✓ 満たさない	満たす ● 満たさない
-------------------------------	--	-------------------	-------------------	-------------------

キヤリアバス要件 IV(改善後の賃金要件)	又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上いる場合、技能のある福祉・介護職員。	満たす ✓ 満たさない	満たす ● 満たさない	満たす ● 満たさない
--------------------------	---------------------------------------	-------------------	-------------------	-------------------

職場環境等要件の上位区分	6つの区分から任意の3つの区分を選択し、区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。	満たす ✓ 満たさない	満たす ● 満たさない	満たす ● 満たさない
--------------	--	-------------------	-------------------	-------------------

## (4) 令和6年4月以降の加算区分 ((3) の状況に基づき自動表示)

R6.4～R6.5				R6.6～R7.3
加算区分	処遇加算Ⅰ	特定加算Ⅰ	ペア加算	合計
加算率	5.4%	1.7%	1.3%	8.4%
加算の見込額	218,840 円 (105,420円/月)	68,894 円 (34,447円/月)	52,684 円 (26,342円/月)	340,418 円 (170,209円/月)

※ 2か月分の加算額

新加算Ⅰ	キャリアバス要件Ⅰ～Ⅲを「R6年度中の対応の算定」で満たし、4月から旧処遇加算Ⅰを算定可。その場合、6月以降は自然と新加算Ⅰに移行可能。	R6.6～R7.3
新加算Ⅱ	警報をしなくてもV(7)は算定可。ただし、既にキャリアバス要件Ⅳ～Vを満たしていることから、R6年度中にキャリアバス要件Ⅰ～Ⅲを満たすことの算約により、新加算Ⅰへの移行を推奨。	9.3%

※ 10か月分の加算額